

改正後

改正前

（払込みの方法）

第六条 納税者又は特別徴収義務者（以下この条において「納税者等」という。）が県税に係る徴収金を払い込む場合は、納付書又は納入書により、次の各号に掲げるもの（以下この条において「収納機関」という。）のいずれかに払い込まなければならない。

一・二 略

三 **地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項**の規定により知事が県税に係る徴収金の収納の事務を委託した者

四・五 略

2 前項の規定にかかわらず、納税者は、県税に係る徴収金を指定納付受託者（地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。以下同じ。）に納付（地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）**第十二条の二の十一第二項第一号**及び第二号イに掲げる事項の通知に基づき納付を除く。）を委託する方法によって払い込むことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、納税者は、徴収金のうち、個人の事業税にあつては第一号又は第三号に掲げる方法のいずれかによって、不動産取得税にあつては第三号に掲げる方法によって、自動車税の種別割にあつては第二号又は第三号に掲げる方法のいずれかによって払い込むことができる。

一・二 略  
三 指定納付受託者に納付（地方自治法施行規則**第十二条の二の十一第二項第一号**及び第二号イに掲げる事項の通知に基づき納付に限る。）を委託する方法

4 略

（不動産取得税の特例控除適用の申告書の添付書類）

第三十条 条例第五十四条第一項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 法第七十三条の十四第一項の規定の適用を受けようとする者 次に掲げる書類  
（削る。）

（払込みの方法）

第六条 納税者又は特別徴収義務者（以下この条において「納税者等」という。）が県税に係る徴収金を払い込む場合は、納付書又は納入書により、次の各号に掲げるもの（以下この条において「収納機関」という。）のいずれかに払い込まなければならない。

一・二 略

三 **地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条の二第一項**の規定により知事が県税に係る徴収金の収納の事務を委託した者

四・五 略

2 前項の規定にかかわらず、納税者は、県税に係る徴収金を指定納付受託者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。以下同じ。）に納付（地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）**第十二条の二の四第二項第一号**及び第二号イに掲げる事項の通知に基づき納付を除く。）を委託する方法によって払い込むことができる。

3 第一項の規定にかかわらず、納税者は、徴収金のうち、個人の事業税にあつては第一号又は第三号に掲げる方法のいずれかによって、不動産取得税にあつては第三号に掲げる方法によって、自動車税の種別割にあつては第二号又は第三号に掲げる方法のいずれかによって払い込むことができる。

一・二 略  
三 指定納付受託者に納付（地方自治法施行規則**第十二条の二の四第二項第一号**及び第二号イに掲げる事項の通知に基づき納付に限る。）を委託する方法

4 略

（不動産取得税の特例控除適用の申告書の添付書類）

第三十条 条例第五十四条第一項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 法第七十三条の十四第一項の規定の適用を受けようとする者 次に掲げる書類  
**イ 住宅の売買契約書その他これに類する書類の写し**

イ 住宅の登記事項証明書  
ロ 当該住宅が登記されていない場合にあつては、イに掲げる書類に代えて、次に掲げる書類  
(1)・(2) 略

ハ その他県税事務所長が必要と認める書類  
二 法第七十三条の十四第三項の規定の適用を受けようとする者 次に掲げる書類  
(削る。)

イ 住宅の登記事項証明書

ロ 当該住宅が登記されていない場合にあつては、イに掲げる書類に代えて、法第三百四十一条第九号に掲げる固定資産課税台帳に登録された事項について市町村長が交付する証明書

ハ 当該住宅が昭和五十七年一月一日前に新築された場合にあつては、総務省令第七条の六に規定する書類  
ニ その他県税事務所長が必要と認める書類

(不動産取得税の減額適用の申告書の添付書類)

第三十三条 条例第五十九条第一項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 法第七十三条の二十四第一項の規定の適用を受けようとする者 次に掲げる書類

(削る。)

イ 住宅の登記事項証明書

ロ 当該住宅が登記されていない場合にあつては、イに掲げる書類に代えて、次に掲げる書類  
(1)・(2) 略

ハ その他県税事務所長が必要と認める書類  
二 法第七十三条の二十四第二項の規定の適用を受けようとする者 次に掲げる書類

イ 住宅の登記事項証明書

ロ 当該住宅が登記されていない場合にあつては、イに掲げる書類に代えて、法第三百四十一条第九号に掲げる固定資産課税台帳に登録された事項について市町村長が交付する証明書

イ 住宅の登記事項証明書  
ロ 当該住宅が登記されていない場合にあつては、ロに掲げる書類に代えて、次に掲げる書類  
(1)・(2) 略

ハ その他県税事務所長が必要と認める書類  
二 法第七十三条の十四第三項の規定の適用を受けようとする者 次に掲げる書類

イ 住宅の売買契約書その他これに類する書類の写し

ロ 住宅の登記事項証明書

ハ 当該住宅が登記されていない場合にあつては、ロに掲げる書類に代えて、法第三百四十一条第九号に掲げる固定資産課税台帳に登録された事項について市町村長が交付する証明書

ニ 当該住宅が昭和五十七年一月一日前に新築された場合にあつては、総務省令第七条の六に規定する書類  
ホ その他県税事務所長が必要と認める書類

(不動産取得税の減額適用の申告書の添付書類)

第三十三条 条例第五十九条第一項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。

一 法第七十三条の二十四第一項の規定の適用を受けようとする者 次に掲げる書類

イ 土地の売買契約書その他これに類する書類の写し

ロ 住宅の登記事項証明書

ハ 当該住宅が登記されていない場合にあつては、ロに掲げる書類に代えて、次に掲げる書類  
(1)・(2) 略

ニ その他県税事務所長が必要と認める書類  
二 法第七十三条の二十四第二項の規定の適用を受けようとする者 次に掲げる書類

イ 土地の売買契約書その他これに類する書類の写し

ロ 住宅の登記事項証明書  
ハ 当該住宅が登記されていない場合にあつては、ロに掲げる書類に代えて、法第三百四十一条第九号に掲げる固定資産課税台帳に登録された事項について市町村長が交付する証明書

ハ 当該住宅が昭和五十七年一月一日前に新築された場合にあつては、総務省令第七条の六に規定する書類

ニ 当該住宅の取得者が当該住宅を自己の居住の用に供することを当該住宅の所在地の市町村長が証明した書類その他のその者が当該住宅を自己の居住の用に供していることを証する書類

ホ その他県税事務所長が必要と認める書類

三 法第七十三条の二十四第三項の規定の適用を受けようとする者 次に掲げる書類

イ 前号イ、ロ及びニに掲げる書類  
ロ 二略

(徴収猶予の申告書の添付書類)

第三十四条 条例第六十条第一項に規定する規則で定める書類(同項第一号に定める規定に係るものに限る。)は、次の各号に掲げる書類とする。

(削る。)

一 次に掲げる書類のいずれか

イ 建築基準法第六条第四項又は第六条の二第一項の確認済証の写し

ロ 住宅の建築工事の請負契約書その他これに類する書類の写し

二 前号に掲げるもののほか、県税事務所長が必要と認める書類

ニ 当該住宅が昭和五十七年一月一日前に新築された場合にあつては、総務省令第七条の六に規定する書類

ホ 当該住宅の取得者が当該住宅を自己の居住の用に供することを当該住宅の所在地の市町村長が証明した書類その他のその者が当該住宅を自己の居住の用に供していることを証する書類

ヘ その他県税事務所長が必要と認める書類

三 法第七十三条の二十四第三項の規定の適用を受けようとする者 次に掲げる書類

イ 前号イからハまで及びホに掲げる書類  
ロ 二略

(徴収猶予の申告書の添付書類)

第三十四条 条例第六十条第一項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

一 土地の売買契約書その他これに類する書類の写し

二 次に掲げる書類のいずれか

イ 建築基準法第六条第四項又は第六条の二第一項の確認済証の写し

ロ 住宅の建築工事の請負契約書その他これに類する書類の写し

三 前各号に掲げるもののほか、県税事務所長が必要と認める書類